

医整第1237号
平成28年3月30日

各関係団体の長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師と無資格者と
の判別に係るリーフレットの配布等について

このことについて、厚生労働省医政局医事課及び保健局医療課から別添のとおりリーフレットの送付がありましたのでお知らせします。

岐阜県健康福祉部医療整備課医事係
係長 山田 担当 森林
TEL 058-272-1111 (2526)
直通 058-272-8265 FAX 058-278-2623
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1



あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうを受ける皆様へ

- ◎ 医師以外の方であん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを業として行うためには、国家資格が必要であることをご存じですか？
- ◎ 現在、健康の保持や病気の予防・治療などのために手技療法などによる様々なサービスを提供する事業者が増えています。
- ◎ これらの中には、国家資格である「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゅう師」と、いわゆる整体、カイロプラクティック、リラクゼーション、足裏マッサージなど国家資格制度がない者がおり、利用者の方が国家資格の有無を見分けづらいという声があります。
- ◎ このため、厚生労働省では、国家資格を持っているか見分けることができるよう都道府県を通じて施術所に対し資格情報の掲示などをお願いしています。
平成28年4月からは、国家資格を保有していることを示すため、厚生労働省が(公財)東洋療法研修試験財団に依頼して「厚生労働大臣免許保有証」を発行しています。

◎施術者が国家資格を持っているかの確認のポイント

施術所の外で確認できるもの

- (1) 施術所の看板等に国家資格を有する者であることの記載がある

施術所の中で確認できるもの

- (2) 施術所内に①保健所に届け出た施術所であることの記載、②免許証又は免許証の内容(資格、氏名、施術者登録番号(又は免許登録番号))を記載した書面の掲示がある
- (3) 施術者がネームプレート(厚生労働大臣免許保有証)を着用している
※(2)につきましては、各地域で様式が異なることがあります。

厚生労働大臣免許保有証	
氏名：東洋太郎	
生年月日：平成〇年〇月〇日	
免許登録番号	
あん摩マッサージ指圧師	厚労第12345号
はり師	東京第45678号
きゅう師	-----
上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。	
有効期限：平成〇年〇月〇日	公財 東洋療法研修試験財団



◎健康保険(療養費)の適用について

- ・健康保険(療養費)は、国家資格の保有者でなければ対象となりません。
- ・国家資格の保有者のいる施術所であっても、実際に施術行為をした者が国家資格の保有者でない場合は、健康保険(療養費)の支給対象とならないのでご注意ください。

◎照会先

- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関するご相談などは、最寄りの保健所などにご連絡下さい。
- ・厚生労働省大臣免許保有証に関するご照会は、(公財)東洋療法研修試験財団(電話:03-3431-8771)にご連絡下さい。



厚生労働省

「厚生労働大臣免許保有証の発行について」

「厚生労働大臣免許保有証」とは

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」をお持ちの方が、免許を保有していることを示すための携帯用カードです（被施術者が国家資格者による施術と認識できるように施術者の保有免許を示すカードとなります）

（免許証に代わるものではありません。保健所での施術所開設手続き等では使用出来ません）

厚生労働大臣免許保有証	
氏名：東洋太郎	
生年月日：平成〇年〇月〇日	
免許登録番号	
あん摩マッサージ指圧師	東京第〇〇〇〇号
はり師	厚労第〇〇〇〇〇〇号
きゅう師	
顔写真	
上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。	
有効期限：平成〇年〇月〇日	厚生労働大臣指定登録機関

※公益財団法人東洋療法研修試験財団が発行します。

※大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。

※有効期間は発行日より5年間です。（5年後更新）

※複数免許がある場合（例 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の3免許）でも、「厚生労働大臣免許保有証」は1枚の発行となります。

※申請書類(新規申請、書換え、再交付)の受付・発行は年1回です。

※厚生労働大臣免許保有証は希望者に発行するもので、免許保有者が必ず保有しなければならないものではありません。

◆ 交付申請手続き（申請受付団体等）

公益財団法人東洋療法研修試験財団のホームページにて平成 28 年 4 月より交付申請を行う団体をお知らせいたします（同財団では申請用紙の配布・受付は行いません。）

詳細は各申請受付団体までお問い合わせ下さい。

◆ 発行手数料

4,000円（消費税含、実費相当）

◆ 発行に必要な書類

申請書、本人確認書類（※1）、住民票（※2）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証の写し、写真（パスポート用のサイズ・規格 2枚）

詳細は上記の各団体にお問い合わせ下さい。

※1 運転免許証、写真付き住基カード、パスポート等

※2 本籍地記載で発行日から6ヶ月以内のもの

◆ 申請受付開始

上記の各団体で平成 28 年 7 月 1 日より受付を開始いたします。

◆ 申請受付締切

上記の各団体に平成 28 年 8 月 31 日まで提出して下さい。

◆ 送付日

平成 29 年 1 月下旬発送（予定）

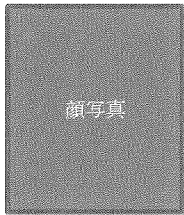
以 上

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が

平成28年4月から

「厚生労働大臣免許保有証」を携帯します。

「厚生労働大臣免許保有証」は、
国家資格を保有していることを示すための
携帯用のカードです。

氏名：東洋太郎		
生年月日：平成〇年〇月〇日		
免許登録番号		
あん摩マッサージ指圧師	番号〇〇〇〇12345	
はり師	番号〇〇〇45678	
きゅう師	番号〇〇〇	

上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。

厚生労働大臣指定登録機関

有効期限：平成〇年〇月〇日

 公益財団法人 東洋療法研修試験財団

(大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。)

【参考】厚生労働省医政局医事課 法令・通知等 (平成18年11月27日)

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止について

医師以外の方が、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術所等において、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう及び柔道整復を業として行おうとする場合には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)において、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)においては、柔道整復師免許を受けなければならないと規定されており、無免許でこれらの行為を業として行ったものは、同法により処罰の対象になります。

あん摩マッサージ指圧及び柔道整復等の施術を受けようとする皆様におかれましては、こうした制度の内容を御理解いただき、有資格者による施術を受けていただきますようお願いいたします。

※厚生労働大臣免許保有証は希望者に発行するもので、免許保有者が必ず保有しなければならないものではありません。



厚生労働大臣指定登録機関
公益財団法人 東洋療法研修試験財団